

# 入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

福島県立安積高等学校長 森下 陽一郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称及び数量 技術教材一式
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期間 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 納入場所 福島県立安積中学校  
(福島県立安積高等学校地内 郡山市開成五丁目 2 5 番 6 3 号)

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月） 午後 4 時 3 0 分まで
- (2) 提出場所 郵便番号 9 6 3 - 8 8 5 1 福島県郡山市開成五丁目 2 5 番 6 3 号  
福島県立安積高等学校 事務室  
電話番号 0 2 4 - 9 2 2 - 4 3 1 0

## 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3 に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県立安積高等学校ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和6年12月6日（金）～令和6年12月23日（月）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年12月26日（木） 午後2時00分

イ 場所 福島県立安積高等学校 第2会議室

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立安積高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書には総額を記載すること。

ただし、当該価格は購入物品の本体価格のほか、輸送費等納入に要する一切の諸経費を含めて見積もること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県立安積高等学校 事務室

電話番号 024-922-4310

ファクシミリ 024-935-9829

電子メール [asaka.h@pref.fukushima.lg.jp](mailto:asaka.h@pref.fukushima.lg.jp)

(参考)

地方自治法施行令 (抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者

2 (略)